

1. 介護保険の保険者であって、介護認定の結果、下記の認定を受けた方

(ア) 入所：要介護 1～5 の方

(イ) 短期入所（ショートステイ）：要支援 1・2, 要介護 1～5 の方

2. 医療・看護面

(ア) 病状が安定している事

病状が安定しているとは、何らかの病気があっても、内服薬を服用し、症状が落ち着いている状態を言う。かかりつけ医（主治医）の診療情報提供を元に判定する。

① 症状自体が安定していても、次のような場合は対象外とする。

1. 入院治療や定期的に（週 1 回以上の）通院治療の継続が必要。
2. 人工呼吸管理、気管切開後の処置が必要
3. 点滴・経鼻栄養による栄養剤や抗生剤の投与、抗がん剤や化学療法が必要。
4. 認知症に伴う不穏行動、夜間叫声、自傷他害の恐れがあるなど、精神科での専門的治療が必要。

② 次の看護処置は対応可能とする。

1. 在宅酸素療法
2. 透析患者（ただし、通院手段を確保できる方）
3. インシュリン投与
4. バルーンカテーテルによる排尿ケア
5. ストマーケア
6. 褥瘡
7. 痰の吸引の頻回な方（回数制限は設けない）
8. 麻薬管理の必要な方（要検討）
9. 骨粗鬆症の注射が外来受診で必要な利用者（要検討）

3. 認知症専門棟

(ア) 認知症の病名が診断されている方

(イ) 認知症日常生活自立度がⅢ以上の方

4. 禁止事項の緩和

(ア) 持ち込み可となるもの

① 携帯電話、スマートフォン、PC、タブレット（自己管理し、自己責任で持ち込める方のみ）

※テレビに関しては、引き続きレンタルを利用して頂く。

② 爪切り、編み棒、ハサミ等（自己管理し、自己責任で持ち込める方のみ）

③ おやつ、差し入れなど軽い食べ物（ただし面会中に食べて頂く為、少量のみ可）

(イ) 新型コロナウイルス感染症対策の緩和

① 1F 公衆電話の利用禁止の解除

② 外出、外泊（届け出を出して受理された場合）